



2024年6月25日

各位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 保幸
(コード：9735 東証プライム)
問合せ先 I R 部長 余慶 徹
TEL 03-5775-8225

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月24日（以下「本処分期日」といいます。）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 6,935株
(3) 処分価額	1株につき9,389円
(4) 処分総額	65,112,715円
(5) 株式の処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除きます。）6名 6,935株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月11日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

また、2017年6月27日開催の第56回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の普通株式の発行又は処分を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とすること、その他本制度の概要につき、ご承認をいただいております。

さらに、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、より長期にわたり、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、第56回定時株主総会で承認された本制度の概要に関し、譲渡制限付株式に適用される譲渡制限期間を、対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職（死亡による退任又は退職を含みます。）をする時点までの期間に変更し、これに伴う所要の改定を行うことにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づいて当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式として、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度に基づいて当社が譲渡制限付株式として対象取締役に発行し又は処分する普通株式の総数は、年 20,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当該普通株式の割当てを受ける予定の各対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約の概要については、後記 3 参照）。

今回、当社は、対象取締役 6 名に対し、各対象取締役の職責及び在任年数、当社の業績等を総合的に勘案し、金銭報酬債権合計 65,112,715 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、譲渡制限付株式として、普通株式合計 6,935 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 6 名のそれぞれが、当社から支給された当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の処分を受けることとなります。

本金銭報酬債権は、対象取締役 6 名の今後 1 年間の勤務継続に対する報酬の一部として支給するものです。

3. 本割当契約の概要

本割当契約の内容は、大要、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本処分期日から当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役及び使用人（以下「当社取締役等」という。）のいずれの地位からも退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。以下「退任等」という。）をする時点までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（かかる譲渡制限を以下「譲渡制限」という。）。

(2) 当社による無償取得

(a) 本譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了又は定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものでない場合には、当社は、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(b) 本譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了又は定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものであっても、当該退任等が本処分期日後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時より前である場合には、当社は、次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じて得た数（当該数に 1 に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の本割当株式を除き、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(i) 当該対象取締役が保有する本割当株式の数

(ii) 本処分期日を含む月の初日から当該対象取締役が当社取締役等から退任等をした日を含む月の末日までの期間の月数を 12 で除して得た数

(c) 当該対象取締役が本譲渡制限期間中に、当社若しくは当社の子会社の事業と競業する業務に従事し、法令等若しくは本割当契約に重要な点において違反をし、若しくはその他の一定の事由に該当したと当社の取締役会が認めた場合、又はその他当該対象取締役の保有する本割当株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が認めた場合には、当社は、当該対象取締役に通知することにより、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部を無

償で取得する。

(3) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中、譲渡制限の履行を担保するため、当社が野村証券株式会社との間で締結した契約に基づき、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座において管理されるものとし、対象取締役は、かかる管理に対し、異議なく服することに同意する。

(4) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（ただし、当該組織再編等について、法令上、当社の株主総会の決議による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）の決議により承認された場合には、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式のうち、前記(2)(b)の場合に準じて当社の取締役会があらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する一方、当社は、対象取締役が保有する残りの本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、かかる解除は、本譲渡制限期間が当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前日より前に満了した場合には、適用しない。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の第64期事業年度に係る譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月24日（本自己株式処分に係る取締役会決議の日の前営業日）における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である9,389円としております。これは、本自己株式処分に係る取締役会決議の日の直前における市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上